

第1章

総説

- 第1節 手形・小切手と銀行業務
- 第2節 手形・小切手法の勉強のポイント
- 第3節 手形・小切手の法的性質
- 第4節 手形行為

小切手とは何か、手形とは何か、小切手法、手形法とは何を定めた法律なのか、このコースでそういったことをこれから学ぶわけですが、本論に入る前に、まず全体を概観しておくのが理解に便利です。そこでこの章では、上記各節にそってひとつおりのポイントを説明することとします。

第 1 節

手形・小切手と銀行業務

※ 手形・小切手はどのような目的で振り出され、経済社 ※
※ 会においてどのような働きをしているか、そして手形・ ※
※ 小切手は銀行業務とどのように結びついているか、など ※
※ について説明することになります。 ※

1 小切手の機能

1 小切手は支払の手段である

会社や商店が営業上の支払をするときには、現金で支払うことをせず、小切手を振り出してこれを取引先に交付し、取引銀行（注）にこの小切手を決済してもらうことによって、支払をするのが普通です。

すなわち、会社や商店は、あらかじめ、取引銀行との間に当座勘定取引契約を結び、取引銀行から小切手用紙をもらっておいて、商取引による代金を現金で支払う必要が生じたときは、その支払うべき金額を小切手用紙に記入して小切手を振り出し、これを取引先に交付します。小切



手を受け取った者は、自己の取引銀行にこの小切手の取立を委任し（取立委任の方法は預金口座に入金して行うのが普通です）、取立金の振替入金を受けることによって、取引代金の支払を受けます。

もっとも、この場合、小切手を受け取った者は、小切手の名宛銀行に店頭呈示して現金払を受けてもかまいませんし、また、自己の第三者に対する債務の支払のため、その第三者に小切手を譲渡してもかまいません。後者の場合には、第三者が小切手金の支払を受けることによってその第三者に対する自己の債務が消滅しますから、結局、振出人から代金の支払を受けたのと同じことになるのです。

前述のように、小切手は会社や商店が取引先に代金を支払う手段として用いられています。小切手は支払の手段であるとか、支払の用具であるとかいわれるのはこういう意味なのです。

会社や商店は日常頻繁に取引上の支払をしています。これを全部現金で支払うこととすると、多額の現金を用意しておかなければならないので盗難の危険が生じます。現金を持ち歩くときは紛失のおそれもあります。また、勘定間違いをしたり、間違っただのではないかと心配したり、大変わずらわしいものです。そこで、現金支払に伴うこのような危険とわずらわしさを避けるため、会社や商店は小切手を支払の手段として用いているのです。

（注）金融機関には、銀行のほか、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合、労働金庫、郵便局などの各種がありますが、本書においては、とくに断わらない限りこれらのすべての金融機関を総称して「銀行」という用語を使用します。

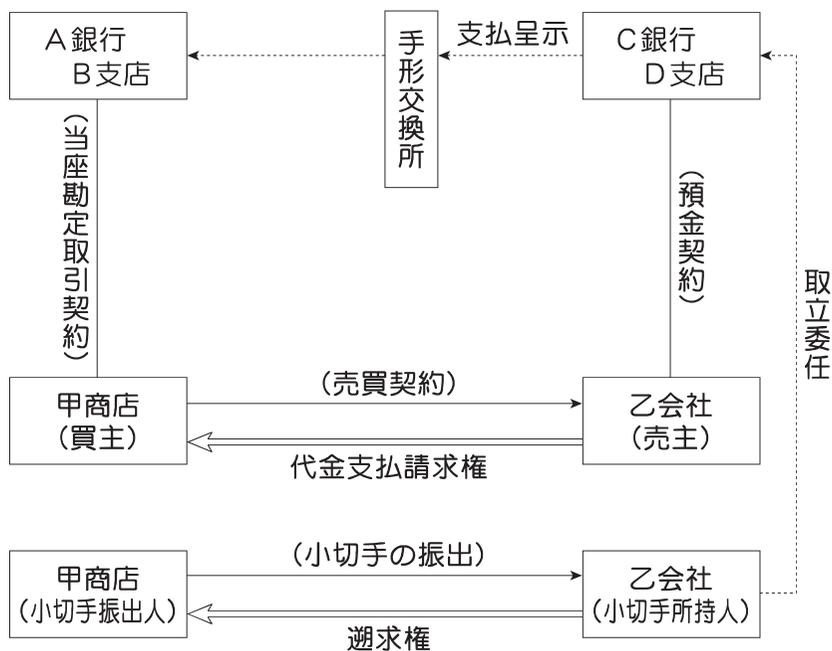


2 小切手振出の法律関係

さて、会社や商店が取引上の代金を小切手で支払う場合の法律関係はどうなるのでしょうか。次に例をあげて説明しましょう。

甲商店が乙会社から10万円相当の商品を購入し、その代金を支払うため金額10万円のA銀行B支店宛の小切手を振り出して乙会社に交付し、乙会社はC銀行D支店にその取立を委任したとします。

甲商店が乙会社から商品を購入したということを法律的にいうと、それは商品の売買契約であり、乙会社は甲商店に対し10万円の売買代金支払請求権を有することになります。甲商店はその債務を支払うために小切手を振り出したのですが、小切手が決済されることにより、売買代金





支払請求権は消滅します。

ところで、もしこの小切手が不渡になったときは、乙会社は小切手の所持人として振出人たる甲商店に対し遡求権を行使してもよいし、売買契約にもとづく代金支払請求権を行使してもよく、二つの権利のうちどちらでも権利行使できます。しかし、乙会社がこの二つの権利をもっているということは、乙会社が甲商店に合計 20 万円請求できるということではありませんから、小切手の遡求権が行使されて支払済になると代金支払請求権も同時に消滅し、乙会社が代金支払請求権を行使したときには、甲商店は小切手の交付と引換えでなければ支払わないと主張することができます。

小切手の有効・無効その他小切手上的権利（遡求権）についての法律関係を小切手関係といい、小切手振出の原因となった法律関係（前例では売買契約）を小切手の原因関係といいます。甲商店と小切手の名宛銀行である A 銀行との間には、当座勘定取引契約、すなわち、甲商店は、あらかじめ A 銀行 B 支店に当座預金を預け入れておき、A 銀行 B 支店は、甲商店の振り出した小切手が呈示された場合、甲商店の当座預金のなかから小切手金相当額を引き落としてその小切手金を支払う旨の契約がなされています。甲商店と A 銀行との間の関係を小切手の資金関係といいます。

3 自己宛小切手

小切手は銀行が自己宛に振り出すこともできます。たとえば、A 銀行 B 支店宛の小切手を A 銀行 B 支店の支店長が振り出すような場合です。このように、銀行が自己宛に振り出した小切手を自己宛小切手または預



手といいます。これに対し、当座取引先が振り出した小切手を当座小切手といいます。

自己宛小切手は銀行が振り出したものですから、不渡になるということは通常は考えられず、経済社会においては現金と同様の価値があるものとして取り扱われています。そこで、どうしても現金払、もしくは現金と同価値のものによる支払でなければならず、当座小切手では不十分な場合において、現金払を避けようとする者は、銀行へ小切手金相当額を支払って自己宛小切手を発行してもらい、これを取引先に交付します。銀行は発行依頼人から受け取った金銭(小切手の支払資金)を別段預金・自己宛小切手口へ受け入れておいて、この自己宛小切手が呈示された場合、その資金で小切手金を支払います。

自己宛小切手は上記のような目的で振り出され、経済社会において現金と同様の働きをしています。そのほか、銀行自身が支払をするさいにも自己宛小切手による支払が行われています。

なお、自己宛小切手は名宛銀行が振出人と同一人格であるという点を除いては、法律上他の小切手となんら差異がありません。

4 パーソナルチェック

現金による支払を避け、小切手で支払いたいという需要はなにも会社や商店だけに限りません。サラリーマンや家庭の主婦でも、飲食代金や耐久消費財の代金を小切手で支払うことができれば、外出のさいに小切手帳1冊を携帯して出ればよいのであって、多額の現金を持ち歩く必要がなく、大変便利です。

パーソナルチェックは、このような目的のために利用されるサラリー



マンや家庭の主婦向けの個人用の当座小切手です。

5 小切手は送金の用具としても用いられる

遠隔地へ送金する場合、昔は、現金それ自体を搬送しなければならなかったのですが、今日においては、銀行や郵便局による送金、振込の制度を利用することにより、簡便にその目的を達することができます。

全国銀行内国為替制度では、送金の方法として普通送金、電信送金、国庫送金の3種類を定めています。普通送金は送金の用具として小切手を利用するものです。つぎに、普通送金の仕組みと手続を簡単に説明しましょう。

たとえば、広島市居住の甲さんが札幌市居住の乙さんに送金する場合、甲さんが普通送金の方法で送金しようと思うときは、甲さんは、まず広島市内のA銀行B支店へ行き、普通送金の依頼をするとともに、送金額を納付します。A銀行B支店は、札幌市内のC銀行D支店宛の小切手(これを送金小切手といいます)を振り出して、これを甲さんに交付するとともに、全国銀行データ通信システムにより、C銀行D支店へ普通送金取組案内を発信します。送金小切手の金額は送金額と同額です。普通送金取組案内の発信により、日本銀行を通じ、A銀行からC銀行へ小切手金相当額の資金付替えが行われます。

甲さんは乙さんに送金小切手を郵送し、乙さんはこれをC銀行D支店に支払呈示して、小切手金の支払を受けます。このようにして、甲さんから乙さんへの送金が完了します。



2 約束手形の機能

1 手形も支払の手段として用いられる

会社や商店が現金払をするときに小切手を利用することは前述したとおりですが、2か月後とか3か月後とか将来の一定の時期に支払期限の到来する債務を支払うときは、約束手形を振り出して支払います。

ことに、商人間において継続的に取引が行われるときは、たとえば、「毎月末日締切り翌月5日に3か月先の手形で支払う」というような支払条件が定められるのが普通であり、売主は締切後一定の日を買主から約束手形を受け取り、その支払期日に取引銀行を通じて支払呈示し、手形金の支払を受けることによって代金を回収します。

売主にとって、手形による決済は、支払期日に集金に行かなくてすむという利点があるほか、手形は特別の事情のない限り支払期日に決済されますから、現金払の場合に似て、支払が確実だというメリットがあります。そればかりか、後述するように、売主は受け取った手形を銀行で割引き、これを担保に融資を受け、あるいは取引先に裏書譲渡するなど種々の利用が可能ですから、将来支払期限の到来する債権につき約束手形の発行を受けることは、売主にとって大変歓迎すべきことなのです。

他方、買主にとっても、約束手形を振り出すことにより、現金払に伴うわずらわしさと危険を避けることができるほか、仕入代金の掛買が可能になりますから、営業上はかりしれないメリットがあります。

そこで、商人間の取引決済手段として広く約束手形が利用されている



のです。

2 手形は信用利用の手段である

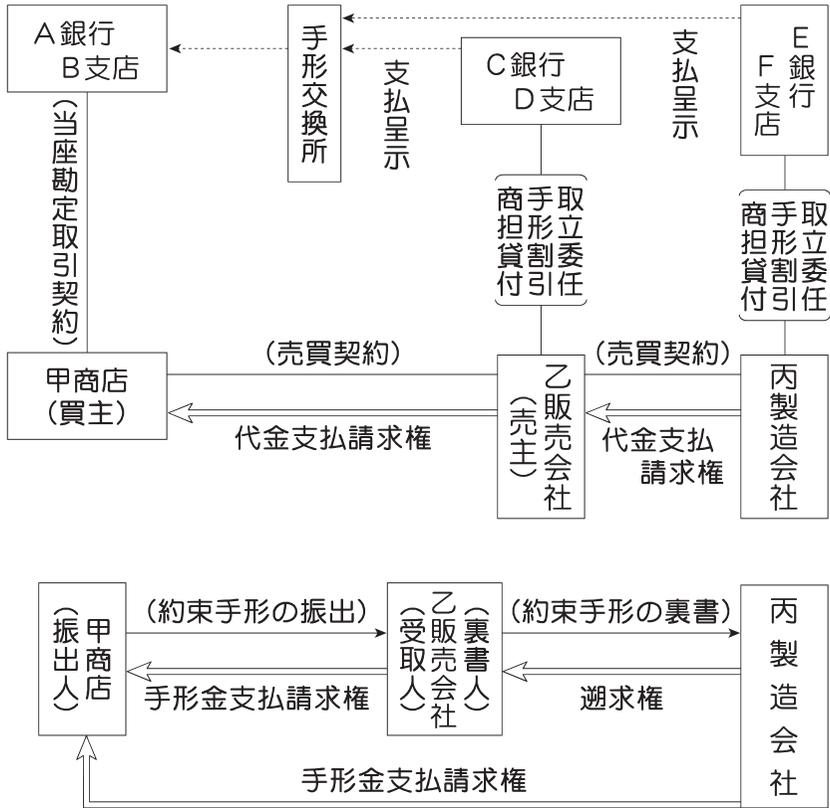
手形を受け取った者は、この手形を銀行その他の第三者方へ持参して割引を受けることにより、直ちに現金を手に入れることができます。銀行は、割引依頼人に対し、手形金額から支払期日までの利息相当額を差し引いた額の金銭を交付するので、割引という言葉が用いられているのです。

手形を受け取った者は、また、この手形を銀行その他の第三者方に担保として差し入れることにより、融資を受けることが可能になります。商取引にもとづく手形を商業手形といい、銀行が商業手形を担保にして融資することを商業手形担保貸付、または商担貸付といいます。

これに対し、手形貸付というのは、貸付先に約束手形を振り出させ、その手形を担保に徴求して行う貸付です。手形貸付のさいに徴求する約束手形には融資先の振出署名があるだけで、他に手形上の債務者がいません。このように手形上の債務者が1人しかいない手形を単名手形といいます。

手形は裏書譲渡というきわめて簡便な方法で譲渡できるうえ、手形を譲り受けた者は、人的抗弁の切断とか、善意取得とかいう法律上の制度によりその地位が強く保護されていて、譲渡人とその前者との間の原因関係の存否や^{かし}瑕疵、譲渡人の権利の有無などによって、その地位が左右されることがありませんので、譲受人は、譲渡人についてのそのような事情を調査することなく、安心して手形を受け取れます。

他方、約束手形の振出人は、正当な理由なしにこの手形を不渡にした



ときは、銀行取引停止処分という制裁を受けますから、手形は特別の事情のない限り期日に決済されることが確実です。そして、万一、手形が不渡になったときは、手形の所持人は譲渡人その他の裏書人に対しても手形金の支払を請求して、債権の回収を図ることが可能です。

手形にはこのような性質がありますので、手形を担保にして融資したり、手形を割り引いたりすることが行われているのです。これによって現金を受け取ることを信用を受けるといいます。手形の所持人は割引または担保差入の方法により、支払期日まで待たなくても、直ちに現金を手に入れることができるのですから、手形は信用授受の用具であり、手



形には信用利用の機能があります。

商業手形が振り出されたときの法律関係を図示すると、前頁のとおりです。

ところで、小切手は、手形と異なり、本来、信用利用の機能をもちません。小切手はすべて一覽払であるうえ、その多くは持参人払式であって、直ちに支払を受けられるものですから、一定期間これによって信用を受けるという働きがないのです。

3 為替手形の機能

1 約束手形と同様の働きがある

約束手形は、振出人が受取人に対し手形金の支払を約束する証券であるのに対し、為替手形は、振出人が支払人に受取人への手形金の支払を委託し、引受人（支払人）がこれを引き受ける証券です。振出人が支払を約束する証券を支払約束証券といい、振出人が支払を委託する証券を支払委託証券といいます。約束手形は支払約束証券であり、為替手形と小切手は支払委託証券です。

約束手形と為替手形はその形式上は非常に差異がありますが、為替手形では同一人が2当事者を兼ねることが認められていますので、これを利用することにより、為替手形も約束手形と同じ働きをすることができます。

たとえば、AがBから商品を仕入れ、その代金を支払わねばならないときに、Aは自己を支払人兼引受人とし、Bを受取人とする為替手形を



〔為替手形の記載例〕

№101 為 替 手 形 №A01211	
支払人 (引受人名)	
収 入 印 紙 Ⓜ	東京都中央区日本橋本石町3-8 株式会社 鈴木商店 殿
	金額 ¥100,000※
(受取人) 山川一夫 <small>殿またはその指図人へこの為替手形と引替えに上記金額をお支払いください</small>	
平成18年3月5日 振出地 東京都千代田区丸の内1-3 住 所 振出人 全国産業株式会社 代表取締役 松村太郎 Ⓜ	拒絶証書不要 引受 平成18年3月12日 東京都中央区日本橋本石町3-8 株式会社 鈴木商店 取締役社長 鈴木一郎 Ⓜ
支 払 期 日 平成18年5月10日 支 払 地 東京都中央区 支 払 場 所 株式会社東西銀行日本橋支店	
用紙交付 南北銀行	

作成して、これをBに交付することができます。Bが振出人として署名するとこの為替手形の発行は完成し、BはAから約束手形を受け取ったのと同様の効果を取得することができます。もっとも、手形に収入印紙を貼付する義務があるのは振出人ですから、このようなやり方をした場合には、Bが印紙税を負担することになり、Aが約束手形を振り出す場合にその印紙税をAが負担するのと違いがでてきます。しかし、印紙税を誰が納付したかは手形の効力にはいっさい関係がありません。

前記のように、振出人と受取人とが同一人格の為替手形を自己受為替手形または自己指図為替手形といいます。

これに対し、振出人と支払人が同一人格の為替手形を自己宛為替手形といいます。AがBを受取人とする自己宛為替手形を振り出し、引受をなし、これをBに交付したときは、AがBを受取人とする約束手形を振り出したときとまったく同じ効果が生じます。



2 代金取立の手段として用いられる

現在、国内で流通している為替手形の多くは、代金取立の手段として振り出されたものです。

すなわち、XがYに商品を販売したとき、Xは販売代金額を手形金額とする自己受の為替手形を振り出し、Yに引受を求めます。そして、この手形を期日に取立に出すことによって代金の支払を受けます。

多数の取引先に継続的に商品を販売している会社は、手形の印紙税を自ら負担するとともに、取立についての便利を図るため、取引先に約束手形を振り出してもらうことをせず、自己受為替手形を作成し、これを取引先へ持参して、引受署名をしてもらうやり方をとっているのです。

ところで、引受のなされていない為替手形も法律上は有効です。そこで、遠隔地との取引、ことに国際間の取引では、未引受の為替手形につき、その割引を受けることによって代金の取立が行われています。

たとえば、甲地のXが乙地のYに商品を販売し、その商品を海上輸送して届けるという場合、Xは、販売代金を手形金額とし、Yを支払人とする為替手形を振り出し、船会社から発行を受けた船荷証券を担保に差し入れて、A銀行にこの手形の割引を依頼し、A銀行から割引金を受領することによって、直ちに代金の支払を受けます。他方、A銀行は、乙地の支店を通じ、あるいは乙地にある他の銀行を通じて、Yにこの為替手形の引受を求めます。Yが引き受け、もしくは手形金を支払うのと引換えに船荷証券がYに交付され、Yは、乙地において、海上輸送されてきた商品を船会社から受け取ります。

代金取立のためのこのような仕組みを荷為替といい、この場合に振り



出される為替手形を荷為替手形といいます。

4 手形・小切手の働きと銀行業務

小切手の名宛人は必ず銀行でなければならず、銀行は、当座取引先のため小切手の支払を担当します。また、現在国内で流通している手形には、すべて支払場所として銀行とその店舗名が記載されており、手形は、約束手形の振出人もしくは為替手形の引受人が自ら支払うのではなく、支払場所として記載された銀行が、その支払事務を担当しています。

手形・小切手の支払事務を担当するのが銀行であるのに対応して、手形・小切手の支払を求める者も、自ら銀行の店頭へ手形・小切手を持参してその支払を求めることはむしろ稀であって、そのほとんどは自己の取引銀行に取立を依頼し、取引銀行を通じて支払呈示します。

そこで、銀行の団体は、そのための制度として、手形交換所を設立し、手形・小切手の取立・支払業務の円滑化を図っているのです。

手形・小切手の取立・支払業務を通じて銀行に預金が集まり、また、銀行は当座勘定の動きを通じて取引先の経営状態を把握することができます。

銀行は多数の預金者から預かった資金をその需要者に融資し、貸出利息を徴求して収益を得ることを本来の業務としているのですが、その融資の方法である手形割引、手形貸付、商担貸付、当座貸越は、いずれも手形・小切手と結びついた融資方法です。

前述のような意味において、手形・小切手は銀行にとり最も重要な収益源であるといえます。



復習 確認しておくべき知識

- 1 会社や商店はなぜ現金でなく小切手で支払をするのですか。
- 2 自己宛小切手はどんな目的のために利用されていますか。
- 3 手形（または小切手）の原因関係とはどういうことですか。
- 4 手形の信用利用の機能とはどういうことですか。
- 5 手形・小切手と銀行業務はどのように結びついていますか。

□記憶しておくべき用語□

- ・当座勘定取引契約
- ・小切手関係
- ・原因関係
- ・支払約束証券
- ・支払委託証券
- ・荷為替手形